

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 57 (2004. 3. 18)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

徳山ダム新規利水大幅減少

—愛知県(2/16)に続き岐阜県(3/9)も表明—
国交省は改正河川法16条の2の趣旨に則った手続きを開始せよ
いますぐ徳山ダム建設工事を凍結せよ

03年暮れ、国交省(中部地整)・水機構の違法な「事業費増額前提」予算獲得策動は失敗し、04年度徳山ダム事業予算(案)は、現行事業費の枠内いっぱいの93億円のみとなった。国交省(及び水機構)としては徳山ダム建設工事続行には04年度中の早い時期の「事業費増額の事業実施計画変更」(利水者の費用負担同意を要件とする)が必要となった。その前に木曾川フルプランの全部変更手続きをしなければならない。このフルプラン改定のために、国交省水資源部から各県に水需給想定調査が依頼(03年8月7日=水公団による事業費大幅増額発表の前日付け)されていたが、その「数字」が表明されつつある。

愛知県は、水道用水 **4.0m³/秒**を **2.3m³/秒**に減らした(長良川河口堰の工業用水 **8.39m³/秒**のうち **5.4m³/秒**を水道用水に転用する、という)。岐阜県は、水道用水 **1.5m³/秒**を **1.2m³/秒**に、工業用水 **3.5m³/秒**を **1.6m³/秒**に減らした。どちらもこれまで住民訴訟の被告として主張してきたことが架空・過大であったことを自ら証明した。

<「撤退ルール」を適用せず、治水へ振り替えるという誤魔化し>

国交省は上記の新規利水減量を「一部撤退」とみなさないとしている(3月12日付中日新聞)。「撤退ではない、治水容量として必要なのだ」とすることによって、利水者の負担を相対的に軽くして「事業費増額の事業実施計画変更に係る費用負担の同意」を早期に得よう、というのである。治水分の負担は70%が国。「徳山ダム」について何も知らされされていない全国の納税者に広く薄く(薄いとは言えない重さだが)負担をかければ、大きな反発も抵抗も受けずに巨大無駄ダムの建設強行が出来るというわけである。

<最上流部の本川2ダムに頼る怖い治水計画への変更>

治水容量を増やすことで揖斐川流域住民が恩恵を受けるがごとく、国交省は言う。しかしもともと工事実施基本計画(工実。河川整備基本方針・河川整備計画策定までは工実が「みなし基本方針・整備計画」となっている)の「既設横山ダムのほか徳山ダム等の上流

今こそ中止! 徳山ダム—国会議員大いに語る—

日時: 4月24日(土) 13時30分~16時30分(開場13時)

会場: 本山・生協生活文化会館ホール(地下鉄本山駅下車4番出口)

国会議員によるパネルディスカッション

中村敦夫参議院議員/河村たかし衆議院議員/八田ひろ子参議院議員

(同封チラシ参照)

ダム群により、2400m³/sec を調節して」の文言は、大きな支流である根尾川上流の「黒津ダム」(1968年工実参考資料に明記)の存在を前提としていることは明らかである。本川最上流部にのみ大雨が降るなどという「都合の良い」洪水だけに対応する治水計画など、揖斐川流域住民としては到底受け入れがたい。

<河川法改正の「目玉」16条の2の僭脱>

そして、黒津ダム計画が消えた(3月10日読売新聞)以上、新しい河川整備基本方針・河川整備計画を策定する必要がある。そして、河川整備基本計画策定にあたって広く住民等の意見を反映させる(16条の2)というのが、97年河川法改正の「目玉」であったはずである(そのモデルが淀川水系流域委員会である、と国交省は言いたいらしい)。ところが、国交省は、木曾川水系揖斐川ではフルプラン改定手続きで利水容量から治水容量への大幅振り替えという形で実質的な治水計画変更をしておまおうとしている。96年に河川局挙げて喧伝した「住民参加の河川づくり=16条の2」を自ら僭脱しようとしている。

<さらに河川法16条の2の僭脱の裏技>

2月26日、02.7.10 荒崎地区浸水被害について調べていたら、『牧田川圏域(相川・大谷川・泥川)河川整備計画(案)』は県河川整備計画検討会にも諮って策定し、国に決裁を仰いでいるところ(岐阜県河川課)ということに遭遇した。中部地整にも木曾川上流河川事務所にも「木曾川水系の河川整備基本方針・河川整備計画の策定につきましては、鋭意準備をいたしておりますが、いまだお返事できるような内容のものはありません」とずっと聞かされていた(昨年末にも)。

「河川整備基本方針が策定されないまま、みなし基本方針(工事実施基本計画=工実)で河川整備計画を策定することについては、(私らとしても)釈然としないものがある。」(岐阜県河川関係者)。支川(県管理区間)の河川整備計画が先に決まって、それに逆規定されて(大臣管理区間の)河川整備基本方針・河川整備計画が決まる?河川法16条&16条の2は最初からザルか?(すでに河川整備基本方針を策定した河川がことごとく基本高水量を旧工実から変えない理由は、実はこんなところにあるのかもしれない)

この「牧田川圏域(相川・大谷川・泥川)河川整備計画(案)」を承認した(16条の2第3項に係る)岐阜県河川整備計画検討会は公募も何もない旧態依然とした「学識経験者を岐阜県(知事)が選定」したものである。今、揖斐川流域で一番問題となっている相川・大谷川・泥川の河川整備計画は、木曾川流域住民全体の意見を反映させる手だてを一切封じたところで策定されてしまった。結局あの鳴り物入りの河川法改正は何だったのか?

国交省・水機構・岐阜県は、「後は負担金を密室で調整すれば事業実施計画は変更できる」と考えている。しかし重い「問題」は依然、存在し続けている。

☆ 文殊団地(旧徳山村民の集団移転地の一つ)の地盤沈下は続いている。補償は終わっていない(2月26日~28日中日新聞)。この補償は誰が負担すべきものか?

☆ ダム周辺山林保全制度(公有地化問題)は旧徳山村地権者の同意を得られず、少しも進展していない。

☆ 3月13日、「荒崎地区から水害をなくす会」の総会が開かれ、岐阜県を相手に慰謝料請求訴訟を起こすことを決めた(3月14日中日新聞)

声 明

2004年3月9日
徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

梶原拓岐岐阜県知事は、本日の県議会で、徳山ダムからの利水計画の大幅下方修正を表明した。

岐阜県は、1997-98年のフルプラン及び事業実施計画変更時において、そして2001年の事業再評価時において、1994年策定の「岐阜県水資源長期需給計画」を根拠として「徳山ダムの水が要る」と言い張って来たが、それが過大・架空のものであったことを自ら証明した。

同時に、この「下方修正」においてもなお「徳山ダムの水が要る」と言い募っていることは噴飯ものである。

2015年において、大垣地域の水道の日最大19万m³という予測は、全国でも最低レベルのこの地域の有収率の向上の可能性を無視し、さらにありえないほど小さな負荷率を前提としたものである。この地域に新たな水道水源など必要ないし、揖斐川の表流水を水道水として使うための専用施設に投資するお金もない（大垣市は、この3月末で終了するはずの第4次変更計画を全く達成出来ていない…水需要が伸びないので計画を達成するお金も必要もないからである）。工業用水においては、新規に工業用水道事業を展開する投資分に見合う需要が発生するはずがない（もし現在の地下水揚水を規制し、揚水を減らすことを企業に求めたら、企業は低い回収率を上げることで対応することは明らかである。高額にならざるをえない工業用水を「買う」企業が現れるはずがない）。

愛知県に続いて岐阜県も利水計画の大幅下方修正を表明したことで、木曾川水系水資源開発基本計画に基づく水資源開発施設である徳山ダムは計画の根本からの見直しを迫られている。

だが、国交省中部地整・水機構・岐阜県などは、フルプランに全部変更において利水容量を治水容量に振り替えることで、ダム建設を強行しようとしている。

私たちは、利水容量から治水容量への大幅振り替えは「治水計画の変更」に他ならない（少なくとも徳山ダム審議委員会で「説明」した「治水計画」とは異なる）と考える。そして、揖斐川流域住民としては、最上流部のダムに大きな洪水調節機能を負わせるような危険な「治水計画」は容認しえない。

1997年の河川法改正にあたって当時の建設省河川局は「治水計画の変更にあったっては、学識者及び住民の皆様のご意見を頂きます」と「河川法16条の2」の意義を説明していた。

今こそ、河川法16条の2の趣旨に則った手続き（開かれた流域委員会の設置を含む）を開始すべきであり、その結論が出るまでは、徳山ダム建設工事は凍結すべきである。

私たちは、国交省をはじめとする関係諸機関に次のことを要求する。

- (1) 徳山ダム建設工事を直ちに凍結すること。04年度の予算93億円は、工事凍結のために使うこと。
 - (2) 改正河川法16条の2の趣旨に則った流域委員会等の準備を直ちに開始すること。
 - (3) 工事を凍結した環境下で、環境アセスメント（大型猛禽類調査を含む）を行うこと。
- 以上

RPN（リバーポリシーネットワーク）からのお知らせ（同封チラシ参照）
—持続可能な水資源政策にむけて—

☆ダム視察 陸軍工兵隊からみた徳山ダム 3月27日（土）

☆シンポジウム「アメリカの”ダム撤去”から学ぶ」 3月28日（日）

13時30分～17時 愛知中小企業センター

☆勉強会「河川再生への道 行政、研究者、NGOの果たすべき役割」同日

18時30分～20時30分 安保ホール

主催：RPN/問い合わせ tel 090-7952-2882（高木）

■ 姫野雅義氏が正式に出馬表明 4月の徳島市長選 ■

NPO法人「吉野川みんなの会」（<http://www.daiju.ne.jp/>）の前代表理事で司法書士の姫野雅義氏(57)＝徳島市南前川町四＝が16日、同市役所で記者会見し、4月11日告示、18日投開票の同市長選に立候補することを正式に表明した。選挙には無所属で臨み、考え方が一致すれば政党や団体の支援を受ける。（3月17日徳島新聞記事より）

徳山ダム利水、削減相次ぐ

自治体負担、曲折も

徳山ダム（岐阜県藤橋村）の開発をめぐり、岐阜県が9日、愛知県に続いて利水容量をほぼ半減する方針を示し、同ダムの利水容量は現行計画の3分の2以下に減ることになった。両県の大規模な上は、水需要予測が過大だったことを認められた。だが、国土交通省などは、すでに削減を織り込み済みで、全量治水や灌漑に振り替えられる見通しだ。今後は、事業費の増額や負担割合をめぐる自治体間の綱引きが激しくなりそうだ。

岐阜県の梶原拓知事は9日の県議会で、現行5割の利水を2・6割に減らすと表明した。一方で

	現行	返上後
岐阜県	1.5	1.2
愛知県	3.5	1.4
合計	4.0	2.3
岐阜市	2.0	1.0
名古屋	1.0	1.0
合計	12.0	7.9

「06年の台風シーズンまでに試験放水を始められるようにしたい」と建設推進の立場を強調。「3県1市が協議しないと進まない。折を見てトップ会談で話をしたい」と述べ、事業費をめぐる自治体間の調整を急ぐ考えを示した。

徳山ダムの利水容量は、愛知県がすでに4割から2・3割への削減を表明。名古屋も今月中に現行3割の利水容量の削減幅を固める。97年に名古屋市が3割

返上した時には、愛知、岐阜両県は、「需要はある」として見直しなかつた。

国交省中部地方整備局は昨年11月末、利水容量の削減を前提に、下流にある徳山ダムの灌漑容量を徳山ダムに移す一方、徳山ダムの治水容量を増やす構想を示した。2県の利水容量の大幅削減は全量これに対応する考えだ。

2県1市の利水返上は、治水のみで事業にかかわる三重県の負担増に

直結。2県の返上で三重県の事業費は10億円以上増える可能性があり、同県資源活用チームの中川脚一マネジャーは「住民に説明できないような増額は簡単には認められない。目に見える治水効果が必要だ」と強調する。

これに対し、同整備局の小林検・河川調査官は「あくまでも必要だから治水容量を増やすという考え方だ。自治体にも、受益に応じた負担を求めたい」と話す。

徳山ダムをめぐっては、事業主体の水資源機構が昨年、2540億円から3500億円への事業費増額を打ち出し、3県1市に同意を求めた。しかし、愛知、三重両県と名古屋は、ダム周辺の民有林を岐阜県有地にする「山林公有地化事業」の事業費が約250億円にのぼることなどに反発。2県1市と岐阜県の利害対立を生んでいる。

今後、国と3県1市は新たな利水と治水の水量に基づき負担割合を詰めるが、各自自治体の立場が微妙に異なり、曲折も予想される。

愛知県

徳山ダム利水4割返上

河口堰の工業用水 65% 水道転用

04.02.16 朝日

三重県が負担増懸念

徳山ダム利水「県民納得しない」見直し問題

04.02.17 中日

04・03・10 朝日新聞

04・03・09 中日(夕)

岐阜県 水利権を半減

梶原知事 表明 徳山ダム、毎秒2.6トに

「地裁判決は検討不十分」

徳山ダム 訴訟 原告側が控訴理由書

名古屋高裁

04.03.03 中日

「やめよ！徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫
 編集責任：近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1
 TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama-dam@cside.com
 URL: http://tokuyama-dam.cside.com/
 郵便振替：00800-7-31632 年会費 2000円

徳山ダム 負担額バトル



見守るしかない。撤退ルール要請。徳山ダムの水利権返上は「水余り」の状況を受け、愛知県は水利権の一部返上の方針を固めた。岐阜県も水利権の一部を減らし、治水に振り向けたい意向を県議会に説明した。増額されれば、事業費三千五百億円に上る巨大事業。そこには、厳しい財政事情の中、できるだけ負担増を避けたい三県一市などの思惑が複雑に絡む。(岐阜支社報道部・徳山ダム取材班)

「はい、そうですね」と、簡単に受け入れられる話ではない。愛知は、今回が初めてではない。一九九六年、名古屋市の水利権一部返上の動きに、三重県の担当者も驚きを隠せない。国土交通省中部地方整備局の小林検査官は「水利権が減れば、その分は治水に回ることになる」と明言しており、返上分が治水に振り替えら

れば、三重県の負担額が増える可能性があるためだ。水利権を持つ愛知、岐阜、名古屋市の負担減は、水がどの程度必要かの需給想定調査を進め、水利権についての議論が進む中、水利権を持たない治水だけの三重県は議論の行方を見守るしかない立場だ。担当幹部は「返上分が、他県市の事業費に影響を及ぼすのはいかた「撤退ルール」が定め

工事が進む徳山ダム。ダムの水をめぐり各自治体の動きが本格化してきた。岐阜県藤橋村で、本社へ「おおづる」から

財政難の水利権返上の動き

各県が抛出。五十五億円を名古屋市が負担する」とで決着した。それで、名古屋市の負担減は、百億円になり、その分、国と各県の負担額が増える(表の①)。

今回、その時とは任組みが変わり、昨年十月施行の水資源機構法施行令の中で事業を縮小、撤退した場合でも一定額を負担することを明文化し

撤退ルール要請。徳山ダムの水利権返上は「水余り」の状況を受け、愛知県は水利権の一部返上の方針を固めた。岐阜県も水利権の一部を減らし、治水に振り向けたい意向を県議会に説明した。増額されれば、事業費三千五百億円に上る巨大事業。そこには、厳しい財政事情の中、できるだけ負担増を避けたい三県一市などの思惑が複雑に絡む。(岐阜支社報道部・徳山ダム取材班)

「はい、そうですね」と、簡単に受け入れられる話ではない。愛知は、今回が初めてではない。一九九六年、名古屋市の水利権一部返上の動きに、三重県の担当者も驚きを隠せない。国土交通省中部地方整備局の小林検査官は「水利権が減れば、その分は治水に回ることになる」と明言しており、返上分が治水に振り替えら

三重県は既に昨年十二月、機構側に「水利権返上には撤退ルールの適用を」と要請。他県市の動きをけん制する。愛知県の返上に「撤退ルール」を適用できるのか。中部地方整備局は明確に「いすれに調整が必要」とみ

「九十二億のうち、既に使用先が固まっている。養務的経費があり、実際に新たな工事に充てられるのは半額ぐらいしかない。何とか本年度内に手続きを済ませたい」。小林検査官は危機感を強めている。

自治体の相次ぐ水利権返上を想定し、中部地方整備局は、治水機能を強化させる検討を既に始めている。ただ利水から治水への転換は、本体着工した巨大ダムが、建設途中で機能を大きく変える異例の事態だ。

現計画では、徳山ダムで開発される利水量毎秒12トのうち、愛知県が毎秒4ト、岐阜県が毎秒5ト、名古屋市が毎秒3トを確保している。国土交通省はダムの規模を変えない姿勢のため、いすれかの自治体を持ち分を返上すれば、その分が治水に回され、治水受益者である三重県の事業負担額が増えることになる。

治水へ転換、変わる役割

ダム事業費の費用負担の仕組み。だがどのくらい費用を負担するかは、ダムの目的と受ける利益に応じて決まる。徳山ダムの場合、発電分は電源開発が全額を負担。治水分(洪水調節や川の流れの維持など)は、国が7割、洪水防止などで利益を受ける3県が3割。利水(水道水や工業用水)は、2県1市が3分の2または7割、残りを国が負担する(表参照)。自治体間の負担は協議で決める。

徳山ダム事業の国、県市の負担額 (単位:億円)

	現行の負担額			名古上返前からの負担額増減	960億増額後の負担額 (現行の負担割合で計算した場合)
	治水	利水	合計		
国	789 (31.08%)	300 (11.79%)	1089 (42.87%)	+55	1501
岐阜県	251 (9.90%)	266 (10.50%)	517 (20.40%)	+15	715
愛知県	25 (0.98%)	183 (7.20%)	208 (8.18%)	+25	286
三重県	62 (2.44%)	-	62 (2.44%)	+5	85
名古屋市	-	186 (7.31%)	186 (7.31%)	-100	255
電源開発(電力)	-	-	478 (18.80%)	0	658
総額			2540		3500

五十嵐敬喜法政大教授(公共事業論)は「自治体が負担を減らしたとしても、事業費が国民の税金であることに変わりない。ダム事業は曲がり角にあり、今回の水需給想定調査をきっかけに水余りや治水の有効性など、ダムの必要性をあらためて議論するべきだ」と話している。



名古屋市の動向に注目

量水水利ダム山徳
修正下方が徳山

3県費用負担調整、難航も

1市

県は九日、徳山ダムで「原市がどの程度の見直し計画（フルプラン）の策」負担割合が焦点となる。確保していた利水水量の下となるかが注目される。定作業が進み、水資源機構のダム全体の事業計画を稼働させないといけ方修正を表明したが、既に、二県一市の利水構のダムを稼働させないといけに愛知県も修正の意向を鼠の見直しが出そうが変更されると、三重県ない。年度内にも三県一示しており、今後、名古屋と、国の水資源開発基本も含んだ三県一市の費用市の協議の場を持ちた

い」と語っている。

現在の徳山ダムの利用区分は治水44・4%、利水が上水22・5%と上水14・3%、発電18・8%、負担割合は県20・4%、愛知県8・18%、三重県2・44%、名古屋7・31%、国42・87%、発電18・8%となっている。

国は、県などの利水総量の下方修正に加え、総事業費増加に伴う事業計画の見直しで利水の治水への振り替えを検討して

おり、各県などの利用区分による負担割合が変更される可能性がある。中でも、三重県の負担分は利水はなく、治水分だけで、新たな費用負担割合については、調整の難航が予想される。

知事の表明を受け、損斐川流域二十市町村でつくる「損斐川流域住民の生命と生活を守る市町村連合」会長の小川敏大市長は「水道水は現在、地下水に頼っているのがあり、各県などの利用区分による負担割合が変更される可能性がある。中水資源を確保することが必要」とした。

一方、徳山ダム建設中止を求める会（上田武夫代表）は「県はこれまで徳山ダムの水が要ると言い張ってきたが、それが過大であったことを自ら証明した。利水容量から治水容量への大幅振り替えは「治水計画の変更」にほかならない」とのコメントを出した。

徳山ダム利水2.3トンに減量

愛知県知事が正式表明

徳山ダム（岐阜県藤橋）真秋知事は十六日、同ダムに関する現行計画を見直し、村の事業費増額をめぐりムから水道用水として使用同一・二・三に減らすことの問題で、愛知県の神田一利水容量を毎秒四とを正式に表明した。

根尾川 治水ダム計画破棄

岐阜県 徳山ダム利水半減で

岐阜県西部を流れる損斐川水系の洪水対策を進めて、毎秒五トンの利水容量を二に削減する計画を、六月に変更を表明。すでに、損斐川の支流・根尾川に建設を計画していた治水ダムについて、計画の破棄を決めた。同県の梶原拓知事がこの日、建設中の徳山

設は不要と判断した。国交省中部地方整備局などによると、損斐川流域の岐阜県大垣市などの洪水被害を防ぐために、毎秒二千四百トの水を上流部分に建設するダムでためる計画を立てている。損斐川本流で徳山ダムと既に完成している横山ダムで計千九百トのため、残る五百トは損斐川支

流に治水ダムを建設、調節することにした。

治水ダムの建設は一九六八年に計画。同県本巣市の根尾川を候補地として、徳山ダムの完成後に着手する構想で、規模は未定だった。同整備局河川部では、三県一市の水利計画では、そろった段階で、改めて損斐川水系の洪水対策も見直すことにしているが、「徳山ダムの利水削減分を治水に有効転換させることで、大規模なダムを新たに作らなくても済む」としている。

徳山ダム予定地住民

地盤沈下の 31世帯が被害訴え

移転先の家屋損傷拡大

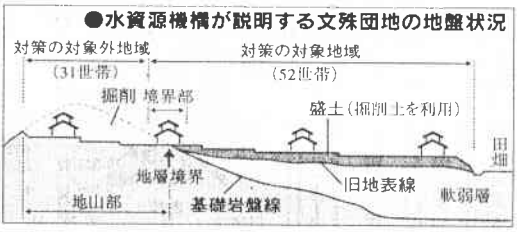
徳山ダム（岐阜県藤橋村）の水没予定地の旧徳山村民が集団移転した同県本巣市文殊の「文殊団地」で、地盤沈下による家屋の損傷で再移転を余儀なくされた世帯以外にも、家屋損傷が相次いでいることが分かった。



文殊団地の地盤沈下問題 文殊団地が移転したが、3年後から家屋に損傷が生じ、地盤沈下が明らかに。機構側は地盤沈下が予想される部分に盛り土をしたが、予想以上に沈下した

「徳山ダム」住民移転先 安住の地のはずが...

神田知事は会見で「景気低迷や節水型社会への転換などで水需要は大きく変わる。少雨化傾向でダムの供給能力が低下していることなども含めて、事業費増額については、ダム周辺山林の公有地化や地盤沈下に伴う再補償という課題が残っており検討にも少し時間を要する」として、他の自治体と最終的な調整を進めていることを強調した。



水機構は『問題なし』